

**滋賀県感染症予防計画(原案)に対して提出された
滋賀県民政策コメント制度における
意見とその対応について**

**滋賀県健康医療福祉部
令和6年3月29日(金)**

「滋賀県感染症予防計画(原案)」についての 滋賀県民政策コメント制度における意見とその対応について

令和5年12月27日(水)から令和6年1月26日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県感染症予防計画(原案)」についての意見の募集を行った結果、県民から合計2件の意見が寄せられました。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

意見の内容およびその対応については、次頁以降のとおりです。

項目	意見数	県の対応		
		修正	記載済	代替策対応
第9 外出自粛対象者の療養生活と環境整備	1	1		
第11 感染対策物資等の確保	1			1
計	2	1		1

第9 外出自粛対象者の療養環境整備に関する意見と対応について

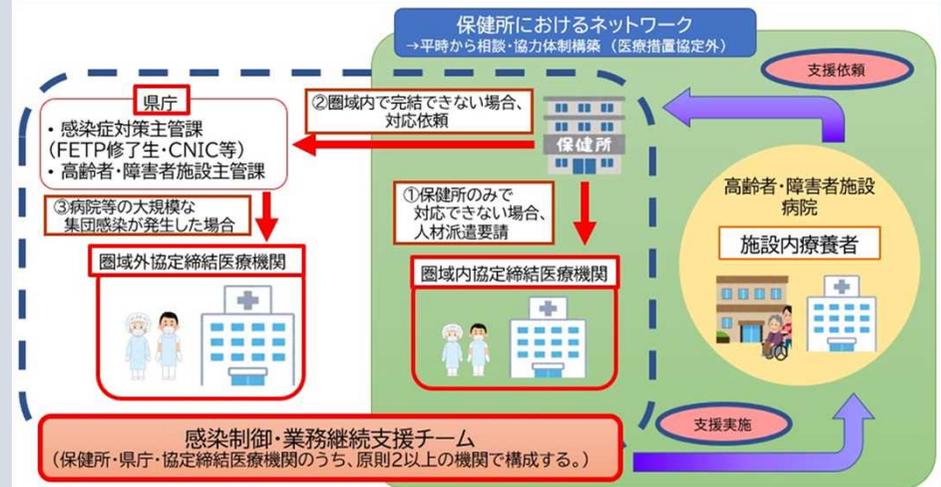
項目	意見数	県の対応		
		修正・追記	記載済	代替策対応
第9 外出自粛対象者の療養生活と環境整備	1	1		

意見の内容	当県の対応
-------	-------

「3 高齢者施設等の療養者の健康観察体制・療養環境整備体制」について、
 「感染者の集団発生時には、上記のネットワークにおいて、保健所および感染管理看護師等により、施設のゾーニング等の感染対策の助言を行う。また、県感染症対策主管課は、保健所による依頼に基づき、感染制御・業務継続支援チーム(県職員、医療措置協定により派遣された医療従事者等で構成)を派遣する。」とあり、①感染管理看護師が保健所と並列されて記載されており、病院で働く感染管理看護師が、施設等でアウトブレイクが発生する度に毎回、保健所に同行し、感染対策の助言を行うのは不可能ではないかと思えます。
 また、②感染制御・業務継続支援チームが派遣されるのはどのような場合であるかがわかりません。

<修正・追記>
 下記のとおり、修正します。(下線部)
 「3 高齢者施設等の療養者の健康観察体制・療養環境整備体制」 P54
 県は、高齢者施設等や障害者施設への対応が可能な医療措置協定を締結した医療機関と連携して、健康観察や感染対策の指導を行うことのできる体制の確保を図る。そのため、県は、平時から施設の感染対策等を指導、推進できる人材(施設職員、保健所職員)を育成するとともに、保健所におけるネットワークによる医療機関や施設との相談・協力体制の構築を図る。
感染者の集団発生時には、保健所は施設のゾーニング等の感染対策の助言を行い、保健所のみで対応できない場合は、図10のとおり、保健所および県感染症対策主管課は、感染制御・業務継続支援チーム(保健所、県感染症対策主管課、施設主管課、医療措置協定により派遣された感染制御医・感染管理看護師等の医療従事者で構成)を編成し、施設における感染対策を支援する。

図10 保健所におけるネットワークと感染制御・業務継続支援チーム



第11 感染対策物資等の確保に関する意見と対応について

項目	意見数	県の対応		
		修正・追記	記載済	代替策対応
第11 感染対策物資等の確保	1			1

意見の内容	当県の対応
<p>「第11の感染対策物資等の確保」においては、「个人防护具等」と「医薬品」の備蓄しか記載されていないが、新型コロナウイルス感染症で活用した「検査キット」は備蓄しないのか。</p> <p>理由: コロナの感染拡大時には検査がおいっいてなかったように思うので、个人防护具や医薬品だけでなく、検査キットも備蓄すべきではないのか。</p>	<p><代替策対応> 新型コロナウイルス感染症のPCR検査キットや抗原検査キットは、新型コロナウイルス感染症の病原体の性状が判明した段階で開発されました。次の新興感染症が、新型コロナウイルス感染症で使用した検査キットが使用できるとは限りませんので、検査キットの備蓄は行いません。なお、汎用性がある検査試薬等の確保については、下記のとおり記載しております。</p> <p>「第4 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上」 「1 基本的な考え方」(4) P25 新興感染症が発生した際については、県は、国立感染症研究所に衛生科学センターが使用する検査試薬の迅速な供給について調整するほか、医療機関や民間検査機関の検査能力が発揮され、必要な県民へ検査を実施できるよう、検査試薬の量産や流通について、国へ要望を行う。</p> <p>「2 検査の実施体制・検査能力向上の方向性」 (2)検査能力向上の方向性 P26 ② 衛生科学センターは、センター内での研修や、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保を行うとともに、有事の際に一定の知識および技術を獲得している他部署職員を臨時的に応援配置できるよう、平時から保健所等の技術職員に対しても研修を行い、検査能力の向上を図る。</p> <p>④ 衛生科学センターは、検体管理のICT化による検査の効率化の検討、実践的な訓練の実施、検査機器等の設備のメンテナンスや有事の検査試薬等の物品確保の方針策定等、平時から感染症有事を想定して計画的に準備を進める。</p>